

尼崎市公文書の管理等に関する条例の一部改正について

1 主な改正内容

- (1) 尼崎市土地開発公社の解散に伴い、「尼崎市土地開発公社」の文言を削除するなど所要の整備を行った。

条項	趣旨
第 2 条 (定義)	実施機関、実施機関の職員の定義規定から削除する。
第 39 条 (指定管理者等が保有する文書等の管理)	出資法人の除外規定を削除する。
付則第 4 項	条例施行日前の公文書の管理義務について、改正前の実施機関の義務規定の効力を維持する。
付則第 11 項 (尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)	「第 16 条 (利用請求があった場合の措置)」に定める歴史的公文書の利用の除外規定のうち、「尼崎市情報公開条例」に定める不開示情報 (個人情報、法人等情報) について、従前の取扱いとの均衡を図るため、当分の間、特例として尼崎市土地開発公社を含める規定とし、その効力を維持する。

- (2) 令和 3 年度に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和 5 年度から、本市の個人情報保護制度は国の行政機関と同様の規律が適用されることとなるため、令和 5 年 4 月 1 日付けで尼崎市個人情報保護条例を廃止することに伴い、所要の整備を行った。

条項	趣旨
第 8 条 (保存期間が満了した簿冊等の取扱い)	第 16 条の規定改正に伴う規定整備を行う。
第 13 条 (保存等)	改正前の個人情報の定義については、死者に関する情報が含まれていたが、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」となることから、従前の取扱いとの均衡を図るため、文言を「個人に関する情報」(※死者に関する情報が含まれる) に改める。
第 16 条 (利用請求があった場合の措置)	「尼崎市情報公開条例」に定める不開示情報の規定について、国の制度にあわせ「行政機関等匿名加工情報」を加えたことに伴い、歴史的公文書の利用の除外規定について当該情報を追加する。
第 21 条 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	第 16 条の規定改正に伴う規定整備を行う。
付則第 11 項 (尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)	第 16 条の規定改正に伴う規定整備を行う。

2 新旧対照表

別紙のとおり

尼崎市土地開発公社の解散に伴う改正

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員にあつては、その役員及び職員。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書等(文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(3) 実施機関 尼崎市議会、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長をいう。</p> <p>(指定管理者等が保有する文書等の管理) 第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資している法人又は市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で市長が別に定めるもの(以下「指定管理者等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>付 則 4 旧実施機関(尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年尼崎市条例第7号)第3条の規定による改正前の第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、施行日前に当該実施機関の職員(尼崎市土地開発公社にあつては、その役員及び職員)が職務上作成し、又は取得した文書等で旧公文書(同条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管理しなければならない。この場合において、旧歴史的公文書(第2条第2号アからエまでに掲げる情報が記録された旧公文書その他歴史資料として重要な価値を有する旧公文書をいう。以下同じ。)に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員(尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。))にあつては、その役員及び職員。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書等(文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(3) 実施機関 尼崎市議会、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長並びに土地開発公社をいう。</p> <p>(指定管理者等が保有する文書等の管理) 第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資している法人(土地開発公社を除く。)又は市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で市長が別に定めるもの(以下「指定管理者等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>付 則 4 実施機関は、施行日前に当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で公文書に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管理しなければならない。この場合において、歴史的公文書に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。</p>

<p>5 この条例の施行の際現に市長が<u>旧歴史的公文書</u>に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。</p> <p>(<u>尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例</u>)</p> <p>1 1 <u>情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合においては、第16条第1項第1号イ及びウ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p>5 この条例の施行の際現に市長が<u>歴史的公文書</u>に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。</p>
--	--

尼崎市個人情報保護条例の廃止等に伴う改正

改正後	現 行
<p>(保存期間が満了した簿冊等の取扱い)</p> <p>第8条</p> <p>3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されているとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(保存等)</p> <p>第13条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書に<u>個人に関する情報</u>が記録されている場合には、<u>当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(利用請求があった場合の措置)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>情報公開条例第7条第2号の2に掲げる情報</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に前項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、第8条第3項の規定により当該特定歴史的公文書に意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない</p>	<p>(保存期間が満了した簿冊等の取扱い)</p> <p>第8条</p> <p>3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(保存等)</p> <p>第13条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書に<u>個人情報</u>（<u>尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>）が記録されている場合には、<u>当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(利用請求があった場合の措置)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に前項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、第8条第3項の規定により当該特定歴史的公文書に意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない</p>

<p>らない。</p> <p>3 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に第1項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されている場合であっても、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた特定歴史的公文書を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた特定歴史的公文書に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第21条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書であって、第8条第3項の規定により市長以外の実施機関から第16条第1項第1号オに掲げる情報が記録されているとして意見が付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>付 則 (尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</p> <p>1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合においては、第16条第1項第1号イ及びエ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。</p>	<p>らない。</p> <p>3 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されている場合であっても、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた特定歴史的公文書を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた特定歴史的公文書に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第21条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書であって、第8条第3項の規定により市長以外の実施機関から第16条第1項第1号エに掲げる情報が記録されているとして意見が付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>付 則 (尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</p> <p>1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合においては、第16条第1項第1号イ及びウ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。</p>
---	---

※参考

尼崎市情報公開条例

改正後	現 行
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 略</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 略</p>

イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)の2 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

付 則

（尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例）

7 当分の間、第7条第2号ウ及び第3号の規定の適用については、同条第2号ウ中「の役員及び職員をいう」とあるのは「及び尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）の役員及び職員をいう」と、同条第3号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。

イ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。